黒田記

一名黒田記

天

潜

家傳

第三百三番

共三

和書門
類 三三八五四號
函 一〇九
架 九
冊 三

和書
三三八五四號

274
内閣文庫
和書
類 三三八五四號
冊 三
函 一五五
架 一八

内閣文庫
番號 和 33854
冊數 3 (1)
函號 155 274

155-274

国立公文書館
National Archives of Japan

墨田記巻之一目録

序

一 墨田宮殿造入道宗尊若年之時播州小寺所乗
之所住事

一 播州姫路之城始而在之事

一 十年墨田宮伊豆国へ流罪之事

一 墨田宗尊并子孫及家臣浮家所存之事

一 及幸信之忠臣伊藤右衛門尉定之事

一 及幸信之忠臣桐谷之事

日本政府図書

日本政府図書

国立公文書館
National Archives of Japan

一 附人馬之為拵利之事

一 皮多儒帰業之時人馬一旦静穏之事

一 宮多儒ヲ撰津國有馬之湯ニ使ヲ遣生捕難ニ付事

一 附小貴所ヨリ宗貞方ニ驛使之事

一 皮多儒有馬ヲ捨ヲ離ル人数小ニ成ル事

一 宮多儒ヲ生捕ル以後於唐路皮多共覚悟ス

一 皮多儒有國ヲ百死一生ス

一 黒田又子羽柴筑前ニ於名出ス事

附撰列ヲ侍ル市ヲ逐散ス事

一 撰列唐路ヲ陳所ニ居城ヲ宮ヲ上ル事

附宮多儒ヲ於完家形河内ヲ行ス事

一 於備中國ヲ利ヲ和睦ス事

附花房ヲ殿様ヲ上洛於彦根御能寺用智光秀ヲ

合戦事

一 於因幡ヲ利ヲ宮田安家ヲ旗ヲ備ル事

或時常陸の國筑波山の麓にまかりやすらひまた
上野國日光山一見の志有て人選び出たつの里と
いふ所にて俗にて而陸奥と志賀の
所の樹も相原くの所得も苦しく
思ひ記事行ものを百姓の茶飯の
多くて景ハ作持と尺くの自然光信ハ何ものと
問まゝにいとくるもなくなきせてら若者
や雨の降山間所をそなひ所とそ是に史人の
く常住ハ禅宗の長老とそなく
ゆり公方の所ひつ[illegible]他と云遠化と人間独孤

なり神すると位持ちしられ[illegible]ハ世多くハ雨も降ら
ず雨ったらひ霧りくもりふハ日も傾ぶ[illegible]何ぶ[illegible]
紙ハ[illegible]も呆敢もまいるまし[illegible]憂世のかの[illegible]あるよい
なり[illegible]ハ[illegible]ひよ日を送りたまふ[illegible]我恵行世の
中ハ[illegible]ひよ持ちしふ[illegible]ふ[illegible]（中ハ[illegible]中ま[illegible]）
又系をたてて居ふ[illegible]つハ年毎ハ疫毒ふれ[illegible]い
板侍の呆ふ[illegible]ふ[illegible]世者なり和尚ふ[illegible]方
ぞ行ふ[illegible]ふれ[illegible]ふ[illegible]ふれ[illegible]ハ呆も世ふ[illegible]
者なりあふ[illegible]ハ年若く過世ふ[illegible]ふ[illegible]
ふ[illegible]未ふ心ふ[illegible]中ま[illegible]ふ和尚[illegible]ふ憂

世ハ[illegible]あ[illegible]ふ[illegible]時お過ふ[illegible]ふ[illegible]
ぬ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ハ
ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
年意ハ身の為板毎世ふ在ハ人界の業ふれハ[illegible]
おもむ[illegible]ふ[illegible]ハ一日も弥送り世代
過ふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ふ[illegible]ハ[illegible]
侍の敬ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
の家を引ハ[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]
流浪の身ふ[illegible]ハ[illegible]和尚[illegible]

[illegible]年居中[illegible]屋敷[illegible]人
[illegible]面の[illegible]中[illegible]れい亭坊[illegible]
[illegible]堂[illegible]入[illegible]山の出[illegible]
[illegible]中[illegible]屋敷[illegible]あれなる猪つの和
[illegible]ハ猪[illegible]人の[illegible]
同[illegible]方も猪列になる[illegible]れい
猪つハ猪[illegible]ハ[illegible]中[illegible]の人[illegible]
[illegible]面家潘代の者[illegible]時の男[illegible]
[illegible]中ハ屋敷[illegible]

居[illegible]若年の付[illegible]
[illegible]仕合[illegible]方[illegible]親ハ[illegible]知[illegible]
[illegible]若年[illegible]出[illegible]古々の[illegible]
[illegible]人[illegible]合[illegible]れい猪門
中[illegible]ハ[illegible]面及[illegible]大名[illegible]
[illegible]人[illegible]れた家中の者親類[illegible]離[illegible]
稀なる適[illegible]人[illegible]
ハ[illegible]中親又の名苗字[illegible]親類又ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ世[illegible]

しもおちぶれをハ言葉にあらはしがたく哀なり
ひとり不二なるなりしを同宿庫裏より出て住持を
人なりと思ひて彼の市出ふてハ結構地をふるも
不十又毎日出遊ありくるも遊廓やあるいハ市心易の体
長ひ人常と談しのち是ハ名ばかりなる慰ばかりされ
早朝ハ寺に居ても居ても拵ても拵ても仮寝なる打臥
まもなくまなるもの計お仮を出しいろ味の有菜もな
られも菊和ハ下いろもも寄ようして音味ようの
那時もとうく廣之信中ようの新ハ宮家中ようく思同家
出ようる者の味くハ中るのく春年のるられハ第ようる我ハ

彼家代出ハ中年の代るまハをけるのるハ漸くこ
中ハ思同家の御立をく而寄ようれハ又もやの者
初信なるひ中又ようくなるもを沸くしても信ようかく
仏ようの仏ようる真ハ中又ひるも信仰者同者れハ入る
やや中亭坊中ようれるハ禅門の中ようれかをくるる
をを意ハ不入者なる者なる乾乗禹の昔孔亜老子ハ道釈
迦達摩の昔云沸者ようく今の世ようを直ようを同者ようなの
ようを沸ようも我者不仏るれハ仏の者仏ようを出ようを
つを是ハ仏小釈迦如来ハ何のく沸沸ひ祖師達ハかく
あるを是ようを沸ようを集めの人を出ようを光ハ又若ようを侍京

眠さ尚しい儒書乃事を尊ぶて孔子孟子直
偽の作と若人点まて孔孟いかゝ渭迄又老子い是と先
らぬるを相考り新まて清る点偽よりかゝきこゝ偽多
かるくしかるに恥ゝ爲ゝ恥ゝ偽の中よりまた
ぬるこゝまり今世の人共実ゝ学りくい今生後生の
たゝ免宜敷と為是い和漢共ふ正対用ひ来まて相無ゝ
事と見学ぬ事い渭迄あるこゝ理い学まゝくふ対ふ
何の虚言偽一向若きゝ人共祖の作ゝ家の事ゝ学ぬ
なるいゝ事ゝも衰世大家の興の事い無偽ゝ事ゝ考ひ
てゝ立ゝれい和尚作の中ゝい肯かゝれけゝい清ゝてゝ

彼家ゝ爲ゝ家人遠にきゝひゝ清ゝしゝを学ぶゝこゝ
事ゝまゝくい作法ゝ清ゝて有儀い不易ゝるゝを保ゝくい
清ゝ中尚ゝきゝて日も尊ぶれい清ゝ学ゝ
家も是面家ゝり出ゝ虚言偽ゝ同ゝ心根ゝより
所存ゝまゝい考ゝるゝかゝくいゝんもゝゝて学れで
作家ゝかゝ学ゝ作ゝ清ゝ作持の作ゝほゝされゝ爲ゝ医ゝ
の内ゝまゝくかゝ事ゝ筆ゝまゝて出ゝ
行ゝ年月の作ゝ事ゝいゝ尚沢清ゝ智恵分別ゝ事れい
ゝ家の作ゝ清ゝ面白くゝ作ゝて立ゝゝもふ什ゝ若け学ゝ
書籍散て人ゝ出ゝくゝ作ゝひゝ学ゝ成ゝ

いかましくハおろかへしも人まねにてかく道ハなし
それも推得よ

一 黒田官兵衛と申せし人ハ何事ニ不偏器にて新しく才智あり
若年の比播磨へ来りて小寺に仕へ一僕の輩も
大名となりし所播磨の庄内において慈悲深く
武道の心かけ篤く謙譲なりし故識者是を信して其
ほめかたまりし程に小寺も一年へて何事も是ハ播磨の
仕置を此者に任せ立派なる家老職に任せ
子息父子共に諸侍衆人の外に父子三人益一家を治め民を憐みて
豊前の何事も治め小寺の家を立てたりけるはかりなりけるにす
年老入道の任宗等しき事ありしに忠孝の道
一 播州姫路の城ハ太閤様御在城ありて今名誉の

芳く有しかと黒田家城し出張に諭さしめ哉
如信姫路の城ハ元ハ黒田の城なりしに播州一郡を給
ありし所を衣被収ハ有甲斐もなきと譜代なれハ時
の運にまかせ他所を移る時もいかに天運時ハ天下の儀
深く存し押込及難儀時もいかに不運好運難定
依く姫路を終の所とし上意を得く黒田父子を傍に
かくハ相除一方を望めさせたり黒田父子にまかせいかる
ときハ講々を侍成ハなけ押所の仕るなり
主恩の外大分の身袖を成付深く信玄より恩
黄へに悉くたり御感をいたしくあらく小寺の家を

守りハ移と申しハ

一 盛として使しくあらく主君の守りたらんとせし信長の後ハ
主従不和にて姫路にて大坂と敵対の志しを為しより
尚くも当侍く其臣下の面々を威候旅としハ常に
色々しく城主と馬廉に仕り其家を倒し我身に仕ふ
例多し黒田か面々ハ小く盛のつよかりしハ却て不義の
媒悪名の種となりたかしなき子細なしや若き人ハ
能不当たり黒田父子不義なく子細有てなく長男
讒選居のより得ん讒下より柞屋浪囲織田上総介信長公
天下一統の後ハ志なき小信く大取東部をとハ治まり

迫り西南ちゝ中而と清原城ゝ為築出張下小
和原国ゝ三ヶ条対清水行蔵中や又其比中国の毛利
大国領多領し摂津国荒木摂津守大坂の一向宗
本願寺つ改毛利と成合摂州高槻又大坂を云華と云
上洛成ゝ和睦又成降ハ合戦ゝ出雲伯耆播州ゝ侍ゝ来
別而完覆郡の宮野と始而殘毛利味方や小寺ハ岩見
ゝ伝毛方ゝ物語や右ハ来下後右中秀吉 大坂小関
小寺使ハ黒田友三郎や味方ゝ仕物語桐間濃人と下ゝ
上ゝ発ゝ拙者小寺孫ゝ仕ゝ若代ゝ濃人小ゝ出
ゝ子ゝ男子ゝ人ゝ子ゝ他ゝ

小寺濃人小寺ゝ子孫ゝ他ゝ家主従父子桐間と
ゝ籠城守長改其法ゝ松千代九十二歳ゝ
小寺濃人ゝ信長ゝ別而下後ゝ
迫西国ゝ演の城小寺ゝ
毛利一味の内演寺や小寺ゝ
の者ゝ中国ゝ羅ゝ使者ゝ
果ゝ使小寺ゝ砌ゝ小寺後ゝ中ゝ
言語ゝ絶ゝ
ゝ侍ゝ流迎ゝ出
ゝ浮ゝ及ゝ
ゝ長ゝ於ゝ
ゝ使ゝ
ゝ濃原

宰合なまうちの小仕ひ沖野仕ひ異ことしたりしき十
中御や御蔵右ゑ出張人小取入数日際と入坂の立事
をもりしへ馬ちカと濱ヒ行ものしたりしを賛ことに活ちぬ
奴京ゑ驚ひたりしを小ちカと清取中く侍のしたへと曾く
小春を敵百姓のたりしを上りとんとたり侍ひ而日能
四郎ゑ朱しかたを毛利屋こあしもくに信若宮へ加ち
信ちこ禮義四郎ゑ道ゑ為入毛利屋と月も信有ゑ
集り拾ふ信長貝の味方と十五歳ち編ゑ元へ
所為落ちひしるる屋しと利日ゑ小一国中ゑり
元来小事毛利方ちもきたりしを因ひ仕ひ方ゑ

悔松武尾と小事ちたり伝長に永出立へ此因後と
かくれたりを埋ち御ち地事かくもたりたりを
官ゑ清能ちしを中ちゑ小事屋小中ちゑ諫小下武ゑ
毛利一味ち因後のしを清ち作ち東ち方へ
清彼小事ゑ及ち小毛利極勢ちしを中ちゑ入ち祝
態ち仕ちち毛利家ちゑ第下如立ちゑ者ち不春ち信ち
ちち犯ち多ちてあちきち仕立のちゑ小ち仕ちゑ祝ちち
一先ハちち下ちゑ小ち中あちち犯ちこちきちあちけち
ちれちゑ小毛利根ちち入者郎滅ち毛敵ちち時毛利ちん
屋小ちち元次度ちちりへくち清ち備前の浮田敬利ち小

あくまで若き者ども申さるゝ一味神水等現ぜられ候者
のなかふく信長に一味仕れ伝長し行末頼もしく存ぜ
られ候時の宜しかるべき迎の為名を立申
侍べくに候今を刈とる為に一味仕て物と変し渡候を
捨表裏者の思召所存の儘に成て一味に果せられ候
事を三位殿存知申上て軍勢の出張候へ
ば先世間後ろ用心さへ有て如何ようの西国
くも見届申上られ候中間宮内少輔殿
申上てくき度之間こゝに和睦の法もうる事
なれ共(ども)諸国後の人形と思ふ能所行いたし又
出張人衆等集官方墨見(ぼけん)と称一こゝ方中ゆ成敗を
彼後方の為名ゆ小さくこれ申一世界と成移知の為の
立つ小ふ所ひたく信長方に抜しを上りと云人名
し事に若乱事なくこの運の来とを移れ北之方
頼て信長方に墨見中上りゆ対果成て抜ね
ゆ者口こ小中ゆ元来客淡かりしこゝ者
能ゆ少ゆたくひれ方と敵方と申し意
路へ来り天宗寺くかくと告ゆれ京方とうく
ゆ仮宮を清能ゆ後へ高中くて運の為を所の
下元時に望ゆ諸事を仕く成行如也殿御若乱友

忠切も入つけしかしから実なしとも申事は面々の家の
にて思ひ日々に侍へりつる心やうにさる成る事さしゝみにて休まず
成就なしとも申て思召の御ゐもよくこなたるへ思へ心
加増をもなさる家治にまかせ給ふ有頂思へ人たくとまり
くらう百姓などにまかせいしらにのみ敵をいく入五百日の梅溪をみて
威に猶し先の事に何にたゆみなき文字宝由縁に許す浅き
しる為也誠に敵あたれ候に百姓ともに来り成にてつとめ
人々をもふ忠義に申すさと仕え日の役を勤表向の事に合せ
またも全般にの不に家に存知まして迎前は前にも忠義由出
候を思ふ事に国の酒の御加を仕り申すべしの事と云

おもしろき馬の痛みに仕にたると剣を名付きてたまかとく
何事度々に出候一こなた相口故人の事と合々にて挑み候て
前増もなくおのれやまさと料に志川にては存の一類をは論ぐ
とも一般入々とも頭に見ゆる進退をまして候文人小の付
候にも其後ともしりかやは一日にて前の分くきにかたり
まいらせてもとくひをる碎よとして日を送候てくひをまたせ
又とて大かなしけれらる我知恵分別人にて勝まいらすにより
績末の貴かり或は思ましくを清くもやかに候さりとて
にてまつ葉しておもひ肩にて風を切ぬらにて是の鼻の名を
守り家合評定の場にてくし痛ともせぬ肩をも清めて

志らじ是ニ不威ニてさし扣のまさしたれハ諸人おもふへからくれ
ともし權威ニよらすハ不及力坊主ハ謠語の一濟也しかるに
傍輩の善悪を不論追従是式よからぬ事を詠ひ放下切に
出入仕り候者ニ能候ひ詠合て申上ニ而能聞召る故に心
念も是なきのハ媚るつらひふかり富貴を好むハ似るも
ならぬ能候と思召へとも諸々謡言葉ニハ不及へハ腹を切
たるも有之大殿様御代ニハ一人不読事にて候所ニ御停止の
作法若輩ならハ是ニ付てハ候而は来不及謠曲ニ談合ハ不成
事共々聞えハ此者謠毎日ニ候志申ハ晩ニ召出
更ニ何事も無之をいはゞ世に有に内談且ハ爲に人を損候ニ付

中宗寺ニ於て又殿ニ被召出の事殿様にハ是非御尋ニ思
召也傍輩なとも勝病神につき候て或ハ前もって能候害申
事も有之也し急なる事ニ帰り候ハ其科不及前にし
殿様御前ニ而御枕に奉ると尋ねさせ仕候て後若ハ談合
有之ニ付ては御申付て参り候ニ致き相續等被仰付各申上候へ
我等又子ニ候ふ身分に付ても御申付候ハゞ也しきと申
申たしとて参り候て御申上候

一 官之儀ニ付ては申付候友之儀又同前也相極一大事
訴や御律ニ於て来判等ニ付而ハ大事之御尋ニ候共
入相刻ニ付面々上七人急度集る前後の事友之儀ニ而語

又子四郎殿と申人少数若へ行て之を見て帰り武蔵国
西春の通と云所に人と事申合の所元亨中に行
後に当時に成て也不入事や先度の通に成
り事と云用と云事なれども洞ヶ松の民部信長へ
賀人と云玉泉寺住僧一味一揆首投作方へ
度々通信と敵と成て住事如定や其中に
下野武蔵事に行て小弓原と云所に
居て度々(彼)事申合各実見を致と云事も不
見小弓城に川竜り籠城合戦と及申一主君
敵対り事に不義の事一や小弓に成程那と渡て見

て中まで出て也時に切腹や宗寺に自殺の
者と者入の人数事に事申事なり小弓先出撃
に於て非路の合戦一通に仕の分別入申事
宗寺信と押立果て信長小弓原に出
出仕に小弓城中に数人の奴原事に戦事
手立と能者に為揃各所に打出事城と不出と
能事少仕て中間に解と云清毛利に信長と申大
敵と持だに事に人に扶と云に仕方の者に信長
海田に押寄事に海事に付富田に俗元国士事に
舟と云さきに打て様に様に扶沖の国に荒木に多勢の

仁ふかく義をこのむ利方たしなみあるゆへ郡陸奥の
守藤山城守義忠法仕信長の元の松倉城に合戦の宿
中しきりに互に隙を窺ふ時分なれハ物騒の後さ
かしく敵ハ小幸殿と相手の合戦ハ公方の奴事くるふ
物と捨せ事ハかくこそ花咲実なるとハ文子
元押隔さ法ひ仮りくハ稲に背くこそ
仮りの知て下の南家の無之ハ
友を清花をハ指捨る事ハ口惜き事や侍
宮を清花松千代花を方へ補さ也ひ
方の四時方付方へ
ひ
ら
前
と
う
に
来
世
花
り
武
家
花

尤
世
城
の
元
年
来
世
り
事
天
のあくこの
四
揚
の
仕
出
と
元
止
日
く
の
ん
へ
四
使
者
を
元
合
戦
の
ら
有
世
中
迫
の
流
へ
四
逆
徒
と
事
ハ
花
り
て
事
来
欲
ハ
ハ
の
ハ
人
を
後
の
ち
事
と
事
元
友
を
清
ハ
別
ん
を
生
實
の
煩
しきに
詰
句
四
義
合
ハ
ら
ん
し
事
人
たる
ら
ハ
ら
ハ
及
元
ハ
ハ
合
戦
と
成
ひ
ん
の
ハ
と
思
ち
ハ
て
仕
ち
を
主
事
ハ
ら
と
別
ん
事
ハ
大
内
逆
の
元
一
ら
ハ
ち
を
不
義
の
主
と
対
天
下
の
病
氏
と
事
ハ
ら
例
唐
ハ
ち
ハ
人
の
ハ
に
ハ
り
ハ
ら
や
国
を
義
業
を
ハ
ハ
ら
て
為
深
敬
を
仕
不
義
を
ハ
ハ
ら
ハ
老
ハ
主
君
を
大
切
に
被
思
ら

世除に乗り金言あくまで忠臣と存じ候ゆえ人々
を邪と申道理を保ち元の御仕合天理不逆に陥り候
位と思召仕り義只今友を捨て人を捨て
分別致し一同に上に為り申候ハ各
異見の通申し悪敵と成り不仕事と
存じ候ゆえ各も又分別と仕申てし人と申し筋中
しらんとうる事しなかきこと城と立籠り謀叛
人小一乗丈頼こと申と成り先賢の頼こと如何
思召し異四郎謀叛と主と同久しく小事の動と
乗りくとなりたりくとなり事侍のなかこと仕候

御くに主君の為とつくく思い入う忠心後と義を対
果成り元取ハ行つ運のつきこと為ハ家を仕候ハ
家行ハ成ハ事信長ハ関へ上洛ハ成ハ
の大三中義と申侍の富一こと為ハ人命
と捨家の住居と仕ハ
人ハ為ハ成ハ命なり
家臣ハ成ハ各の事ハ親小童より家同人より
人へ捨ての忠所と仕し定の役と申ハ
手と成し西方の御公用に行と成して城と
もあ仕ハ成と能仕り申ハ一筋ハして日を送り

たとへ不届しても内天下の日月程あきらかなる事にて候は
家来にて申しからは名を書中の御言をも出格に起きて大友の備
中も役にの名をも大切に思ひ一命を捨る事は士
たる者の本意に候ふべきなれども親の身にそし
遠慮有べき事なれども手種の為や詳しく思ひたく
ところに無法に心得て其本心へ行て大切部を懐て
自分たる身へたしかに時に腹を切る跡の事は公儀へあすへ
此度の家臣は判かしき次第に相成り命をかへしてよ
あしからずとも思ひ申す不返しにし神明や詳に殿様へ
は仕掛行程遠く不申も急に上意を賜りき事は候

かるべき存じ候子細は大殿様御けし名代にと被仰下小事に
名字より我心不浅不なしける下小字に以主の段と
申しは有し其是非落て事に付相果けりて此上の表
しくも殿様御下知なくして令あり御に思召殿にもよらぬ御難不
能むしる子を殿様の御用に立てつましとあるべき存て千万
申事なれども甚る為に難く申事も有る
にて申ければ主君の儀様にも申しし家来名依様不
御詮に来る者は是をかくしきもの仕合りて此限りなく不
深く入て中の為様子にてかくしき覚悟とあん此公儀へ
年々事生中は満足不遠くに我不ん中名挑

し候へとも候ち立て被申候所是非ニ於ては宗家伝を
慰めさせ申へしとの事にて申候由にて家康公より秀頼公被
切腹の後ハ主従の様ニも重んへし非器ならハ其外
不出候ゆへとて行衛も不能分別候其上ニ存ハ能一
左様ニ成候ハヽ又其非器安城の内一方ハ是非とも
非器をとらせ候由申候ては中々其外申候まゝ
其上ハ定まりたる事也や今ハ不入事ニと存候へとも
其時節あまり各ニ申談し自申候まゝハ忠義
性の思ひつかれハ候御如何様勝にも心を得共只今安否御
ニ於て御近日ニ若き遺言たりかゝる事には遺言ハ不及事や

後日ニ不可彼と存候事ハ右一同ニ申被置主従相談の
覧可申とて被存候と被仰遺言して可然守して是迄に申候まゝ
左一段存候とて被申而存と申候申合主従相談及救
通ニ落兵の処ハ安否御依ニ於て来る切腹候ても天下の城を
枕として一人も不残可致戦死と一決して誓言
全く是を被存なして候ハ御依頼なる様にて宗家并
にも小にて相知らす小者ニ於て是迄にてハ不及是非公儀ニ申の也
申候まゝハ是非とも申さハ是非遺言して一同ニ候ものもあり
右様之儀により是ニ付忠後家之儀もとの事にて何れ候ても
宗家并ニハ来り候まゝハ宗国にて申候ては勤ハさらに安否ニ

而存じ候ゆえ神妙やうなれども和義事なれ
年老に成親に先立ち歎きを思ひ出て死相
訪小生活合戦をしてはかなき
人非人なる者の中和しく終末家名年年
人々に當家おろかい今如し大殿様は一世の厚
恩に浴しなり今是程の御御恢業各此度の
儀業や和ると口今秋小元立て儀乱の極小思ひ
黒田の家を大切小おもひしてはふ公一生世
雖ども思ひ出し御大殿様の恩の事や御小官儀
後を二代先小別ら出ず名字と共小若きことの

一度の産なを者に南家小六人なきを賞
ことに今更當殿様小百人の家来に申
公より義を一生を
殿様出ず人たるし此路の協を部小
こ此黒田の新作を誰ぞ千万思ひ設言
仕を若年小能事と思ひ今せてまてに
第へ逆くしをうき後を官儀の者に
ち様に申事雖後千万の和しれ者ますい
色立こ申引筋孫数人小なれ一命に大切の
世を黒見なる能親しを者へ此元前和程

侍のかくゝに小家和ちうきて覚へうゝ中一中国
方のほう内法小内ゝ仕りて当時ハ此雑義ハ有ゝ
者ハとも各分別ゝ見法ハ厳様と神ハ父子箱法
松平代と信長ハ譲人小出ゝ名ハ見と捨れハ不義
なり逆や物(松平代と)者ハ名法と捨りハ義や順や和ハ別り
策ハ家分逆小ハ逆小ハ逆小ハ見抜能
事有ゝ世ゝ侍の名と者ハ多分長久なるハ例
多ハ此小ハ当時ハ恩義事ハ有ゝ小ハ
侍の住名つゝ大形長久ハ事ハ定や名ハ順
小ハ恩義成行りハ運の為ハ形と始ハり

一

あるい定ハ物毎後悔ハ有ゝ小ハ逆ゝ家ハ逆
ゝ小つゝ城小義ハ有ハ播州一国と相ハ仕ハ先
者ゝ小家事ハ小義ゝハ名せゝ小ハ
ゝ程度後小ハ此の住名逆恨ハ有ハ中ゝ
を先ゝ小ハ者ハ先名和ハ伊ゝ暮時ハ金
城りハゝ彼ハ見法ハ相ハ小ハ者ハ
其日の者ハ時ハ平ハ者ハ中合出ハ
ハ逆先名ハ者ハ名ハ名ハ家国
下仕ゝ名ハ小ハ者ハ後の拓様行程小
臨ゝ通ハ逆ハ通ハ小ハ者ハ小ハ者ハ小ハ

別の子細ハ候て、其ハ淀ハ合戦ハこの事ハ六月ハ押て
ゆく、ゆくゆくハ小ぜりもし入て、中ハ先方へ出たと入ハ音と敵
わり境ゝ相見て出て、人数と採武具と改能城ハ
時ハ如此と持口と定て平城の合戦の時ハ備の所ハ
のゝ〳〵淀ハ敵中へ向て淀殿と合戦用意仕ハ
なゝと存ハ但ハ自ハ何ハ仕たるとハ申ハ
如此ゝ仕ハ申ハ申ハ当時ハ其覚悟ハ
悪ハ敵ハ存ハ申ハ路ハ例ハ申ハ見せハの
なゝ武後と勤ハ申ハ存ハ淀殿ハ
ハのゝ申ハ申ハ成程ハ見

下中の如先ハ申ハ色と立て宿ハ淀の方便使ハ
一乗院と入ハ音ときハ事ハ申ハ淀ハ友ハ
後と切ハ入ハ夜ハ申ハ路ハ（左用）
道と申ハ〳〵ハ他ハ事ハ申ハ
侍ハ寺ハ入ハ所ハ〳〵ハ我ハ文ハ取ハ
定ハ今ハ申ハ申ハ申ハ
ハ〳〵ハ道と申ハ通ハ自ハ事ハ
色ハ申ハ〳〵ハ相ハ
所ハ申ハ今ハ剛ハ淀ハ宿ハ
申ハ申ハ申ハ

先遣出陣されて万く事の実説をもて捨てしまき
ものふしや

一 ゆ者ものて六宮ゆ高ゆ非路通ひい帝の事ゆれ芸所ゆの
相談遠邦ゆ身老又内達ゆ行ゆ事ゆ定ゆ表
使者とて立ゆたもおくゆ南家の大事不ゆ之ゆ事
知ゆ者ゆかゆ安へ行ゆ身ゆ法ゆ不知者ゆ若事ゆ
元俄出陣元家合ゆ中ゆ法ゆつき耶の毛ゆ事ゆ
い様ゆ事ゆ東ゆけゆ弟ゆ出ゆ者ゆ
又者ゆ者ゆ出ゆ事ゆ出来ゆて日東ゆ家へ行ゆて
不出ゆ通ゆく年ゆ

日蓮ゆけゆ兵今行ゆ逆ゆ所ゆ法ゆ一行ゆ
行別ゆや行ゆ逆ゆ法ゆ法ゆ
中ゆ家ゆ如ゆ中ゆ黒田ゆ合戦ゆ及ゆ
者ゆ行ゆ程ゆ悪ゆ薄ゆ黒田ゆ
秋ゆ人ゆ日東命ゆ者ゆ黒田ゆ
行ゆ所ゆ日ゆ行ゆ仕ゆ法ゆ今ゆ
のゆ所ゆ勝ゆ
者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ者ゆ
ゆて行ゆ不ゆ刑ゆ
ゆ行ゆ法ゆ者ゆ

取たるとても無用なれども可仕着共の所へ中にハ姫路へ
来たる者求来れハ各へと志らての縁や誰こ三ハ仕合也
とへし料理て仕り且ハ此間志らしこ事ハ御馳走
互ハ心静に出可申ハハくといふにもつゞけしく間
筆すゝ捨分て調をハり若年寄共に庄屋所とへ申し
うちあり、ふれしうちハ嫌しくあつひ急度家中所へと行
ハゝ能々大勢呼集て常にいふにかしこを用心せさせ
客も何ろく極て馬廉て執行又何とやらん志らぬや
庭根霞なりつゝ見えへハ様ハつまて平端仕掛さ海す
ありきて数に集りて取てハして宿所へ寄て主殿日とと

おとろのせすり御とも制といふとも色座ても事の前かと読まぬ
ことのかくれなき能くかと存て見るひしとかうなんとかわらぬ
事ハともきこへ人や取たる平端敷様の為に構事こへと申せとハ
又其庭に切のなかなる者のかしらにハ作見本所かしに遠く
りはる年なりハ持共もハ古孫吉様吉様しも可謂候の
曲者やあの男鹿落より能出あるの所へありハ今とこの御流こと
御ぐ共とも分別あへし各果類の一重智恵の者と哭
意を見取しまたハ有もてハあすくれ文子共くはへしいふとて
其上能人傍多持てり敵の御用にも立て骨切一智恵有
者ハ姫路ハ大かた 一大事の所にて黒田にハ消ゆ元日迫と申

別に法ゐてくだされ候ハ、何かゝ別儀者ゝ候ハ、
過ひしゝ者共ゝ能分仕ゝ候ハ、何仕様数無切し
ゝ者共ゝ大原様代ゝ御迫ゝ仕別ゝ不便ゝ加へ
ゝ申ゝ候者ゝ若代ゝ成ゝ様ゝ被ゝ成ゝ度ゝ
原様御存ゝ無ゝ様ゝ小源ゝ合ゝ申ゝ者ゝ
黒田ゝ命ゝ捨ゝ事ゝ成ゝ様ゝ無ゝ
仕様ゝ者ゝ共ゝ是程ゝ大事ゝ成ゝ分別仕ゝ者ゝ
路義ゝ城合戦ゝ用意相調ゝ内ゝ信ゝ者ゝ
ゝ申ゝ候ゝ仕ゝ時ゝ別ゝ失ゝ
此路ゝ人ゝ

きゝ事ゝ町中ゝ方ゝ傳ゝ
ゝ小ゝ人ゝ一ゝ事ゝ別ゝ
ゝ城ゝ中ゝ
つゝ
仕ゝ城ゝ中ゝ
中ゝ
静ゝ
退ゝ

一
虎之介ハ謂ゝ
事ゝ

横ものうてきこせて面へ
迫頭孫ともいてきて人不事遠の者やれ古物毎
始終心閑面事ハ却而不審被事ともへ
ものなれ様ハ持参きて人ハ大家の奥元と結構せ申候
いう程後学ハ家てれ今ハ屋敷備ハ
中せ年若と薄をハ何様家ハ柳ハ家法ハ
後の事ハ郎平叔父治信ハ
加ハ法ハ所平と聞ハ
一市作
一黒田又ハ兵衛ハ小平一郎ハ小静遠

ハ
万ハ家と唱ハ
今ハ
ハ
一信長ハ毛利ハ半ハ備前の浮田家
病死後家老ハ法伝ハ方ハ住備中備後の名
戦ハ時御負ハ時ハ連ハ有時ハ時ハ奥
名ハ
国蒙来摂津ハ毛利ハ知ハ摂津
高槻山城表軍ハ度ハ度ハ一向宗ハ頼ハ門跡

大坂の城ハ籠城ひなりと信長ハ原田備中守を
始め諸大将ハ猛勢と云ハ責ハ
佐久間右衛門尉子長盛ハ小猛勢大軍と云ハ源福寺
寺ハ雑賀ハ和泉ハ根来ハ山城ハ出張仕戦ハ
なりかねと申ハ荒木摂津守ハ信長の名代和田伊賀守摂津守ハ
取出勢ハ一ハ河内ハ長の城ハ押寄信長ハ方月の合
戦をハ信長ハ用心ひ高きハ馬と並ハ
都ハ小ハ陣と云ハ猛勢あてハけたりハ

荒木摂津ハ籠城ハ思ひハ雑賀ハ出城有岡ハ
引取荒城の名倍ハ信長時と行有岡の
城と戦ハ荒木ハ取合遂ハ荒木ハ猛ハ少し
合戦ハ立ハ少ハ遂事ハ
ハ少ハ城中退仕ハ
中ハ荒木ハ都小ハ原宮ハ有岡の城ハ出入自
一味ハ連ハ荒木ハ諸事ハ合せ来ハ
荒木ハ進ハ浮ハ論ハ非ハ一味ハ仕ハ
ハ其方ハ利方と仕事ハ別遂
と云ハ荒ハ仕ハ書表有之事

迄眼や其方急き有國へ集りまじき由承り是を見仕り
領掌申におゐて速に申し上け相頼み候と仕信長より応来
和睦の噯となし相調ひ摂州ハ信長へ渡し候ひて後来
國ハ元来信長方なり集りし毛利一味と詣信長
に味方となり仕たる様に成行て表裏者の名を立
申しき此とも申し候ニ信長へ詫申し候て成りし候事
とも信長と摂州和睦の中に念し分て其子細に
初敵対数度合戦の以後に一事相調ひ二と三との内
味方の様と見せ又遁れて敵に心を移し不変と不審
侍なれハ摂州併程無言にて仕自今以後遠慮すべき

有こと申しもし信長信實とも思ひ申しけれ摂州へ今
又移ひを果れとて再和睦の沙汰に及ふ事ハ指て思ひ
徒侍ハ集りとて申す事にて申すに来る事とも存
得共沙汰し申し候の批判に衰處之の意
に読む必ず申し上けて在る有り出申し存候よし日々
ありまつ申し候日々天下とも見て立て申し様
請合退出し仕たり小寺ハ信長へ清と思ひ
かりか摂州中にて年寄共集まり
相当なり他国の織田に来りける
馬小袖賄賂を取接し使者を清し

姫路へ行り庇文ふ出仕申せ別の子細ハ尋申し其と有国へ
参し討果れ々又ハ押込取籠申り二の内とハ道り申し旅
ソり伝ハ承し成行り々へ先日望て肉親とおもハしく覚へ
申し父君申ら相果れと申し有国にて果せ通ひ信長
への聞ハ世間の沙汰さもし面目もなくておこてても且果れ
とら頼むさ事の候と奉存ば御申し々ハ家国を渡
むせひ志り申し可申し謂されら渉まて了申しら先日
肉親事舊例に任せ何と思案仕にても異なる身命と
惜みても家の底よくる難儀千万の次第やあらはしも
今更公用をハ不謂事や元帥の親と捨有国へ行て

可致と申申け事由にて異せられハ又へも家の為申由ら
命かハ不及と非事や我其大事と存ま承も其続
この飛り承る存さまへと申けるもハ友々清申けるハ
鉢事年来其又申させハ承本為ちよくめ臣種さりとてハ
此分別遣の申一ハそれハ聞申けて先定公用のし
違ふても申れ出此沙汰さ公用の御申けるもへハやよよ行き有
私に通まへしはやせましく有国へ行て被と申合
是非もなしとこ申けても宮殿清主にても申けるハ元も遠背
何共得述成申なるに一大事の所申ては八不残の疏遠な
申ける有國へ参りて事公用を申けれて各々申して仕て申

なたしハ談合入申候是ハ能候とて悉く致候へとて
不叶所や抱え置諸侍被存候へ共見え申候ハ大郎ニ
遠慮不致候て折角に被召抱候者若存候ハゝ遣け候
申候ハゝ其上亦其内に於て申候我等衛侍を申
候て持候事かたく候所則所方へ内通の仕ま候へハ
主仁被召候と文状を調遣申候我等有国へ被申
談申度見せて其条被見仕候へハ必ず浪人申候
けしからて主君を抑ぬ侍共を敵して持
損下ニ思召候を流す所存ニ候得共ヘハ思ひ
なされ時に当りて能々候へハ一段よく思ひ定て

事かたく候ハ就き下され候へ共入宗高の忠信に
申されたるに候へ共我ら存候て於者へ帰り懸け来
御小見えて候得有国へ其下知を仕候で国を立有
し候所為合点致して友々と罷成候て合点任候段
事に候へ共談合議候へ早く一揆を引起して満
心様に申かけ若衆へ呼入同成候所を捕まへかくし
其押して生捕を仕込之義ハ入申候遠慮も無之様仕合
此上ニ仰せしも思ひ存候ても無之難路して内談遣
志て書をも申て思ひ候て尚帝の内ハ今ささう驚
あるまじく其故又宗国の心中へ入候は難路の根本に申す

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

表裏有の恩存を順[illegible]事[illegible]
[illegible]侍の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
順道[義]の義の論義事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信玄へ出し申候事うれへ関白殿信長方聚り申候
[illegible]
果て涙堅固[illegible]
事ふるとも門田屋一[illegible]
合戦仕候事生捕申果根藤ふ謂り[illegible]
[illegible]
[illegible]
仕候事のため

一 宮之浦より関[illegible]
[illegible]

年寄共の[illegible]
宮之浦之生捕申事[illegible]
度之浦仕申事[illegible]
[illegible]
掛者屋[illegible]
[illegible]事[illegible]
義の内[illegible]
甲といふ[illegible]
取[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

無度軍ニ〻海陸相利方はかたとこゝろもてあつふ
ところ細ろれとん年ゝ有ゝ長崎表の武会ゝ
摂津ゝ攻分帰ゝ〻ゝ〻ゝ
相ゝ十月二日合戦と仕り大川ゝ戦死ゝ
日本の到相ゝ諸ゝ行方知れ申ゝ
武家男色のゝゝ文滑ゝ一時ゝ川諸ゝ石ゝ限無数
雪ゝ水ゝ〻ゝ〻ゝ
相ゝ〻ゝ内ゝ到臨ゝ
海ゝ〻ゝ〻ゝ
遠ゝ〻ゝ仕ゝ〻ゝ

一ゝ〻ゝ〻ゝ城中ゝ〻ゝ
有ゝ〻ゝ年歳ゝ〻ゝ
仕ゝ〻ゝ摂津ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ海ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ
城中ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ
相ゝ〻ゝ〻ゝ
ゝ〻ゝ〻ゝ

仕方なく敵と引入へきふ様にて体様をてとて和方の頸と
彼ふ方進めふせてきて申ハ指次第や成様にて長持
為り敵と帰り帰ると所の所に陸地の方円通こと方仏代
所へ意方通りに所方の方ふ彼人数と引入彼ふ首と
切てとと切を白海素毒長坂道の西方道敵んてくふ長
敵こと人申方こと人ふ況や敵方を様きふ様や後藤
様方へ人数を眼と明方所とと明こふ合方の内
方方所へかくと申を一所に居方ふ首尾西を敵人今ノ方時
多ふ毒とまくこと人部方持ふ引ノ方とまくまふ
方方様方引様ふ様方を方方方方方方方方方方方方方方方方方

敵と引入御ふくとけ切方きふ和と思ふこの様に
仕方方方毒方と様落方ふ生捕方方方所方と
一時に焼様方ふ方ハ注方て意方ふ城方方方
ふ方方海方意の内ふあきて方様ふ様
きハふ書の方ふ落方方流ふ意ふと様ふ事
色ふ方方方一世方の方様方ふ様ふ様思ける方
海方敵方方方ふ方様方ふ方方方方方方方方
かふと方引意の方と方方方ふ方様方方
方方色ふ様方様方ハ注ふ日と送方方方方
新七方方者に方方方方方方方方方方方方

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

信長初[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

知行と長坂方と年貢の功と給恩と戦之りの儀
之事こうり富貴之事あるべしかくこと年こうこと一七
楽と仕て古来仮名書の俗者之縁相続いたす
所也如件

一

播州赤穂城之儀仕置之儀ハ浅野内匠頭
ハ当時の仰付国之儀ハ浅野内匠頭の儀ハ如何
ハ城之儀ハ何方ニ成共ハ浅野内匠頭
申之儀ハ何方ニ成共ハ浅野内匠頭
申之儀ハ何方ニ成共ハ浅野内匠頭
申

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

不仕合物ゝ成ゝ切ゝ武士の作法として鞍置馬に
乗ゝ腰掛ゝ三ゝ取掛ゝ金太郎ゝ成ゝ上ゝ人ゝ者ゝ
長刀ゝ抜ゝ武士ゝ成ゝ自然仕合ゝ不能ゝ者ゝ一通
ゝ薙刀ゝ目ゝ郎有ゝ法ゝ代ゝ其ゝ事ゝ
諸人ゝ以ゝ無中帰ゝ迫手ゝ来ゝ
門伝ゝ有ゝ石車ゝ来ゝ砂ゝ吉川ゝ伝ゝ
不及法ゝ中万巻ゝ唱ゝ悦事ゝ限無関中帰ゝ
宮ゝ帰ゝ伝ゝ海連ゝ小早川ゝ列ゝ行ゝ
此者ゝ者ゝ小ゝ者ゝ陣ゝ小西ゝ仕ゝ
合有能ゝ法ゝ一ゝ伝ゝ文ゝ品ゝ

ゝ成ゝ時ゝ小早川ゝ一廉国ゝ成ゝ一方ゝ
ゝ仕ゝ長ゝ事ゝ乱ゝ
思ゝ事ゝ伝ゝ付ゝ勘ゝ小早川ゝ陳
伝ゝ後ゝ人ゝ魂ゝ
ゝ生ゝ小早川ゝ三ゝ
能ゝ事ゝ虚ゝ
ゝ事ゝ首尾ゝ合ゝ
ゝ伝ゝ天下ゝ治ゝ大閤ゝ
ゝ一国ゝ後ゝ出ゝ二
ゝ人ゝ小ゝ今ゝ帰ゝ直恩ゝ友ゝ帰ゝ小早川
ゝ法ゝ新ゝ法ゝ又ゝ出ゝ和法ゝ定

四郎左衛門尉殿と相ともに出馬せられ候
ところ、敵五百騎ばかりにて、ひたすらに
かくしたる日の川越をかけ、あるいは
馬をうちすてて、徒人にて高松の城に
清水の谷、小海の上にしたがひ、
敵、寄せ来たるを射殺すと、一働して、
同前、もんぜん敷、和睦をして、引退しぬ。
徒人数は、ことごとく敵大剛橋の和と
思ひつき、ひたすら、伯耆の浮
田をたのみ、味方をかたらひ、伝長の
いくさをもって、郡中を思ひ、徒人ばかりを
公許思ひ、

浮田中納言家八七年以前病死仕り、長八郎一家ばかり
岡山に、前年、川中大島を、永禄中、吉川三人の者、初陣の
ことを取立、大軍の毛利と、毛利小早川方、毛利小早川
前の小海と、取合、別働中、中国衆、同国小毛利と、対陣
と取働き、大軍の毛利とあって、自武威多くして、一郡
と治ひ、毛利の往古、今、家の名誉、義士、ことに、
敵大剛橋御手、浮田に、少、三家八郎左衛門尉と、
少、ひ、伯耆の境へ、仕置、前、八郎左衛門尉、
いくさ、浮田の八郎、伯耆、毛利、勝多、加勢、
として、おびただしき竜の門へ、押入り、
浮田、郡、出、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出ハ先生仕相ハてハ大和筒井殿ハ細川殿ハ一所ニ
日向ちゝ[illegible]市所ハ筑前ハ[illegible]駿河ハ
しゝ[illegible]ハ飛騨ハ[illegible]ハ[illegible]
羽方ハ[illegible]ハ[illegible]
外ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ら五百騎ばかり率て駆け寄せ給ひ
大軍を控へ給ひ山陽へ押寄せ給ひ
合戦数度あり尾先秀一戦ありて
大将逃げ去りや討取又生捕
て之を来る程に分捕り首級
討取の頸実検と侍衆を
城内に上せ給ひ早天下一統の
月日の吉兆歟方々に
思召出日ありや作法有日の武功
時代ありて之を為ふ大閤様の武徳
世に
ましき事ありひ世に
おハ叶ひ給ひ侍人及び相の小一戦士を散剣ち武の
手ふて御孫子を貴ときても秋つ小抑ち嚴と
さしと事あるとも小思ひあるとも
軍の使者なりし小尾先秀元和川出府の
有やの如く伝長ふ後の方小出ふ
知行と千度馬一疋の
ぶと入る内見坂城と第日向守小少弐領知十万石
其後五畿内に中山四郎とと為加賀守一
例しなる君恩や代重りしかるものか

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

然りと雖も天下の人心又たけて一日ふかき
ものなり事中古源氏人心ひろくして云分なく
遠国にも事のなりし勿論利害力とかくしたし
はれ人合戦て勝利事常と相なりし順ふえんなり
事の仕方敵味方の思召遠事中定なり敵方のひく極
ひとしてお取立なりなる味方ふひ負しなくなれ
ば一身の芸況ふるしとして能戦えんや唐の
文武ふるしかれども日和ふおいて八幡四郎かくなる時外戦
なるもの有其外月源侯佐々木義
清海文仕能

一橋家図書

国立公文書館
National Archives of Japan